

議案第63号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月8日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表第2中(7)の項を削り、(8)の項を同表の(7)の項とし、(9)の項から(35)の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第63号参考資料  
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
別表第2(第3条、第7条関係)		別表第2(第3条、第7条関係)	
手数料		手数料	
手数料の種類	料金額	手数料の種類	料金額
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)	
		(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき 800円
(7)～(34) (略)		(8)～(35) (略)	